

# 京丹後市男女共同参画計画 (中間案)

平成 17 年 11 月

京丹後市

# 京丹後市男女共同参画計画 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| <b>第1部 序論</b>                       | 1  |
| 1 策定の趣旨                             | 2  |
| 2 策定の背景                             | 3  |
| 3 計画の位置づけ                           | 5  |
| <b>第2部 計画</b>                       | 7  |
| <b>序章 計画の理念</b>                     | 8  |
| <b>第1章 男女がともに参画するまちづくり</b>          | 12 |
| 1 ともにつくるまち (まちづくりにおける男女共同参画の推進)     | 17 |
| 2 ともに働くまち (職場等での男女共同参画の促進)          | 19 |
| 3 ともに暮らすまち (家庭・地域社会での男女共同参画の促進)     | 21 |
| 4 ともに能力を高めあうまち (女性の能力開発)            | 23 |
| 5 ともに人生を楽しめるまち (労働環境の整備)            | 25 |
| <b>第2章 人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶</b>         | 27 |
| 1 語り合えるまち (ドメスティック・バイオレンスの防止)       | 29 |
| 2 応援し合えるまち (被害者の保護・自立支援の体制整備)       | 31 |
| 3 配慮し合えるまち (メディアにおける人権尊重の推進)        | 33 |
| 4 尊重し合えるまち (性と出産に関する健康・権利についての理念普及) | 35 |
| <b>第3章 生涯を通じた健康と生活基盤の安定</b>         | 37 |
| 1 健康で安心なまち (生涯にわたる健康づくりの充実)         | 39 |
| 2 子育ても安心なまち (子育て支援体制の充実)            | 42 |
| 3 老後も安心なまち (介護支援体制の充実・高齢者の支援)       | 44 |
| 4 ひとり親も安心なまち (ひとり親家庭等の自立支援)         | 46 |
| 5 障害者も安心なまち (障害のある人たちの自立支援)         | 47 |
| <b>第4章 男女平等をめぐる意識改革</b>             | 49 |
| 1 身近なことから学べるまち (男女平等意識の啓発・情報提供)     | 51 |
| 2 幼い頃から学ぶまち (学校教育・保育の推進)            | 53 |
| 3 大人こそ学ぶまち (社会教育の推進)                | 55 |
| 4 国際社会に学ぶまち (国際理解の啓発)               | 57 |
| <b>第5章 総合的な取組みの推進</b>               | 59 |
| 1 新たな視点でまちづくり (推進体制の強化と施策の推進)       | 60 |
| 2 相談できるまちづくり (男女共同参画に関する相談体制の充実)    | 61 |
| 3 交流が活発なまちづくり (交流促進・コミュニティ育成)       | 62 |
| <b>用語の説明</b>                        | 63 |

## 第 1 部 序 論

---



---

## 1 策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向けた取組みは、世界中の国々において長い年月を経て今日に至るまで様々な努力が重ねられてきました。わが国においても、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが進められています。近年では、「男女共同参画社会基本法」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されるなど新たな展開もみられました。

しかし、これらの取組みを経ても、国際的な指標からみた日本の女性の活力水準は今もなお低く、男女の固定的な役割分担意識から、就労の場や政策・方針決定の場において、また、家庭において、男女が対等な構成員として個性と能力を発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。

また、その一方で、地域コミュニティの意識が薄れるなかで、少子高齢化の進展や経済情勢の変化、労働力不足への懸念などを背景に、社会に対する女性の参画が問われています。女性が社会の様々な局面において活躍することは、今、社会全体から求められているといえます。

本計画は、こうした状況をふまえながら、男女が互いにその人権を尊重しつつも責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、本市の現状に即した総合的かつ具体的な男女共同参画の取組みの指針として策定するものです。



---

## 2 策定の背景

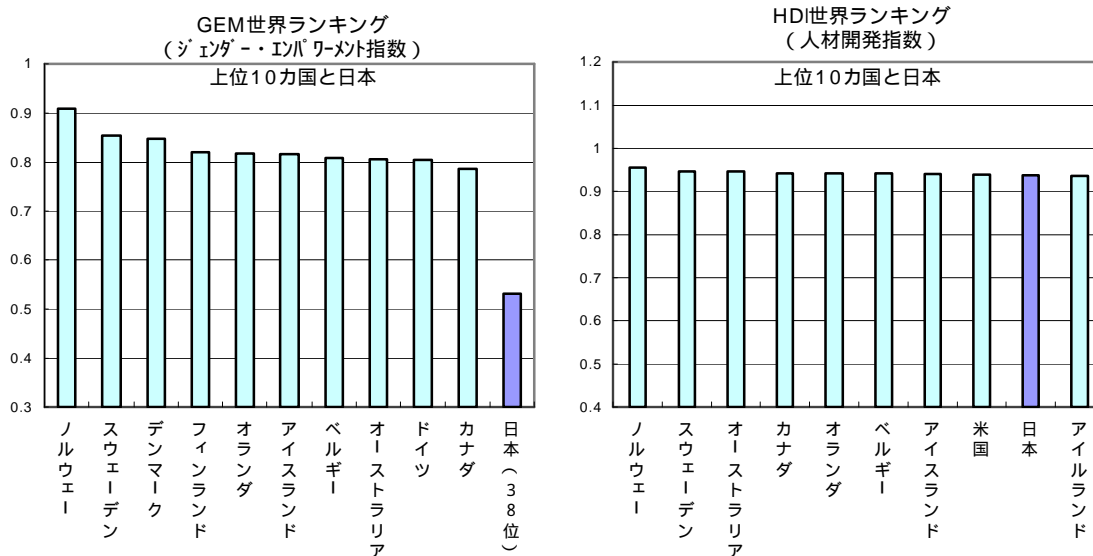
古代丹後では、女性首長墓系列の大谷古墳（大宮町）に見られるように、全国でも数少ない女性を中心とした地域社会が形成されていました。また、近年から現代にかけて、丹後ちりめんの隆盛を支えてきたのは女性といわれるように、丹後は古くから地域社会において女性が重要な役割を果たしてきました。このような歴史的背景のある丹後地域で、平成16年4月に京丹後市は誕生しました。

国連開発計画の調査によると、女性の活力水準を測る指標のひとつであるGEM（ジェンダー・エンパワーメント 指数）のランキングでは、世界78ヶ国中、日本は38位と先進諸国の中でも特に低い水準となっています。GEMとは、女性が政治・経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指標とされ、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出されるものです。一方これに対して、男女を問わず平均寿命や教育水準、国民所得を用いて指標化するHDI（人材開発指数）では、177ヶ国中、日本は9位と高い位置づけがされており、国際的にみても日本女性の能力・活力が潜在化している実態や、社会参画水準の向上が求められていることがわかります。

本市を取り巻く状況としては、まず、総人口の減少傾向や、少子高齢化の進行などがあげられます。特に高齢化は顕著で、平成12年の国勢調査結果によると高齢人口は25.3%に達しています。また、全国や京都府と比較して働く女性の割合が高いこと、出産・育児後の世代でもその労働力率が高いことなどの特徴があります。

このような背景から、男性も女性も、仕事と家庭生活を両立しながら安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮できるまちづくりを実現することは、京丹後市の活力ある未来を拓く上でも重要な課題といえます。

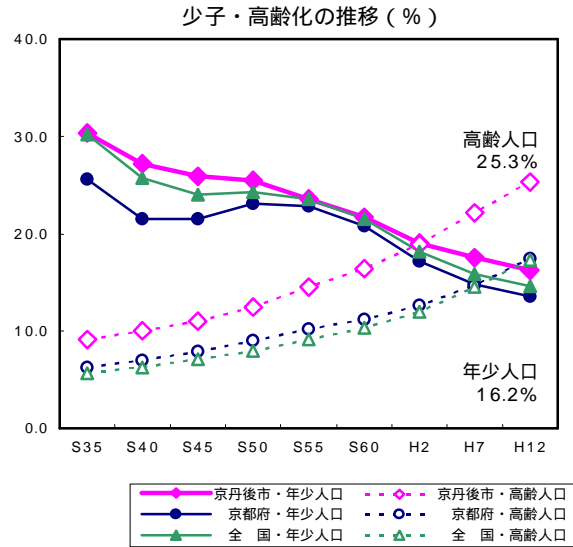
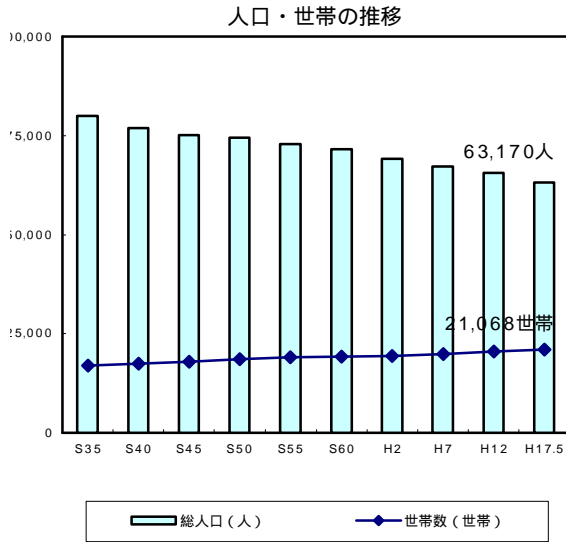
### 国際的な位置づけ



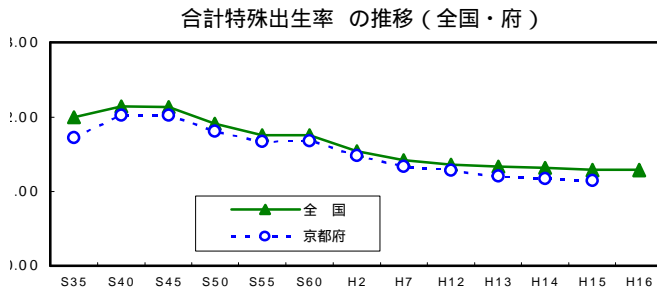
GEM・・・女性の所得、専門職、行政職・管理職及び国会議員に占める女性の割合を用いて算出  
HDI・・・平均寿命、教育水準、国民所得を用いて算出  
資料：UNDP（国連開発計画）"Human Development Report 2004"

エンパワーメント：政治、経済、社会、家庭などあらゆる分野で、学習・経験などを通じて力をつけること。ネットワークを広げたり、社会参画することなどもエンパワーメントに含まれる。

## 人口と少子高齢化



資料：国勢調査。平成17年は京都府推計人口



### 出生率 (人口千人当り)

|      | 出生率 | 出生数       |
|------|-----|-----------|
| 京丹後市 | 8.4 | 540       |
| 京都府  | 8.6 | 22,371    |
| 全国   | 8.9 | 1,123,610 |

資料：平成15年人口動態統計

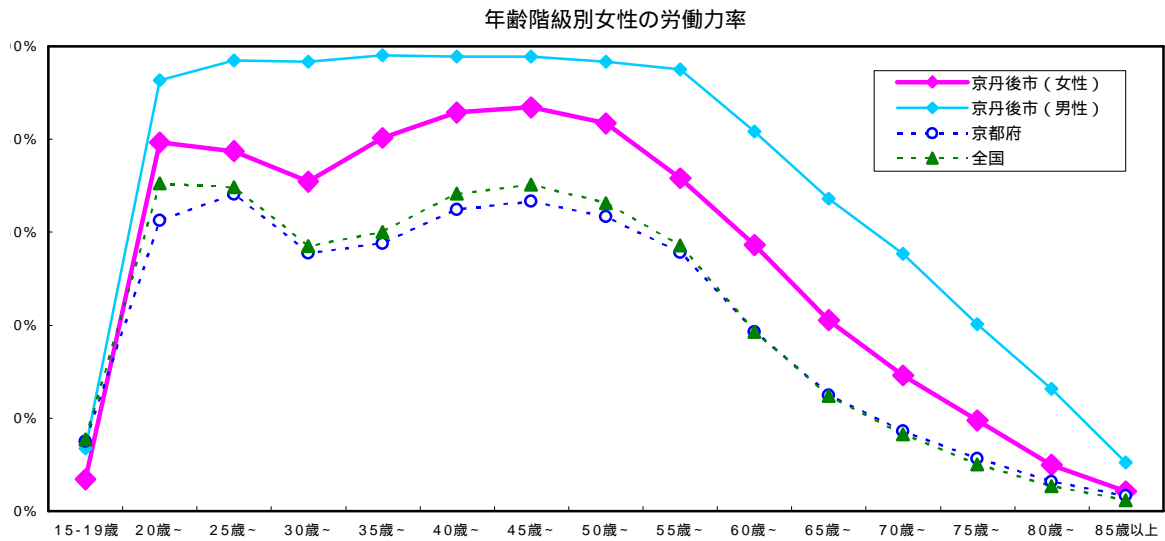
資料：人口動態統計

## 女性の労働力率

| 京丹後市   |        |       | 京都府   | 全国    |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 女性人口   | 労働力人口  | 労働力率  | 労働力率  | 労働力率  |
| 28,978 | 15,780 | 54.5% | 46.4% | 48.2% |

資料：平成12年国勢調査

資料：平成12年国勢調査





---

## 3 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法 に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけます。また、国の「男女共同参画基本計画」を踏まえ、京都府における「KYOのあけぼのプラン」や「第1次京丹後市総合計画」などの上位計画、関連計画との整合性を図りつつ、男女共同参画社会の実現をめざし策定するものです。

策定にあたっては、計画的かつ効果的に施策を推進するため、基本施策とともに、具体的な指標を示した重点目標と、市民の目標を掲げています。



---

## 4 計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とします。ただし、重点目標については、達成までの期限を平成22年までの5年間とし、その他の基本施策等については、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて見直しを図るものとします。

---

合計特殊出生率：15歳?49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子供の数にほぼ等しいとされている。

労働力率：国勢調査において、15歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力人口とは就業人口と完全失業者の合計。

男女共同参画社会基本法：平成11年に制定され、5つの柱からなる政府の基本的な考え方と、行政と住民それぞれが果たすべき役割を定めている。また、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題と位置づけている。





## 第2部 計 画

---

# 序 章 計画の理念

## 基本理念

「男女共同参画社会基本法」によると、男女共同参画社会の実現は、「21世紀我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけられています。また、その目的として、「男女の人権の尊重」と「豊かで活力ある社会の実現」をめざしています。

また、「京丹後市総合計画」では、21世紀の成熟した社会において、市民の価値観が多様化する中で魅力ある地域を築くため、市民がともに築き結び合う、市民主体のパートナーシップ都市をめざしています。

こうしたなか、京丹後市のまちづくりにおいては、男女がともにパートナーとしてお互いを尊重し、良いところを活かし合い、また、時にはお互いを補い合いながら、人生をより豊かで充実したものへと高めていけるよう、環境整備や気運づくりを図ります。また、これによって、男女がともにまちづくりのハーモニーを奏で、京丹後市の活力を高めていくことをめざします。

このため、京丹後市男女共同参画計画の基本理念を、次のように掲げます。

男女でともに奏でよう まちづくりのハーモニー

デュエットプラン 21

デュエットプラン21は本計画の基本目標が21項目であることから名づけました。また21世紀という意味も表すものです。

パートナーシップ：お互いを自立した存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係。市民と行政のパートナーシップの他に、男女のパートナーシップ、国同士のパートナーシップなどがいわれている。

## 基本方向

また、本計画では、基本方向として次の4つの柱に基づいて各分野の施策を展開します。

### 1 男女がともに参画するまちづくり

就労やまちづくりなど様々な場において、男女が社会の対等な構成員として、それぞれ責務を果たし、方針の立案や決定に参画できるまちをめざします。また、家庭生活においても男女が相互に協力しあって充実した人生を送れるまちをめざします。

### 2 人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶

個人としての尊厳を重んじ、男女が性別による差別的扱いや暴力を受けることがなく、それぞれの能力を発揮できるまちをめざします。

### 3 生涯を通じた健康と生活基盤の安定

男女の相互協力や社会的支援のもと、生涯を通じてともに健康な生活を営むことができるよう、個人の意思が尊重されながら安心して妊娠出産、子育てや介護ができるまちをめざします。

### 4 男女平等をめぐる意識改革

男女が互いについての理解を深め、固定的な役割分担意識による社会制度や慣行が男女の社会における自由な活動を阻害することのないよう、あらゆる機会を通じた意識改革をめざします。

## 京丹後市男女共同参画計画の体系（案）

### 【基本理念】 男女でともに奏でよう まちづくりのハーモニー デュエットプラン 2 1

| 基本方向                                 | 基本目標   | 基本施策                           |
|--------------------------------------|--|--------------------------------|
| 1 男女がともに参画するまちづくり                    | 1 とともに<br>つくるまち<br><br>(まちづくりにおける男女共同参画の推進)    | 行政機構の見直し                       |
|                                      |  | 各種審議会等への女性の参画促進                |
|                                      |  | まちづくりへの参画意欲を高める啓発推進            |
|                                      |  | 意識調査や統計調査による実態把握の充実            |
|                                      | 2 とともに<br>働くまち<br><br>(職場等での男女共同参画の促進)         | 企業等における雇用機会均等                  |
|                                      |  | 農林漁業、自営業における男女共同参画の推進          |
|                                      | 3 とともに<br>暮らすまち<br><br>(家庭・地域社会での男女共同参画の促進)    | 家庭での役割分担の見直し（男性の家事育児介護等への参画促進） |
|                                      |  | 地域での男女共同参画                     |
|                                      | 4 とともに能力を<br>高めあうまち<br><br>(女性の能力開発)           | 情報提供と学習機会の充実                   |
|                                      |  | 起業家支援      働く女性のネットワーク形成       |
| 5 とともに人生を<br>楽しめるまち<br><br>(労働環境の整備) | 多様な就業形態の普及と待遇の改善                               |                                |
|                                      | 育児・介護休業取得の促進                                   |                                |
| 2 人権の尊重と、あらゆる                        | 1 語り合える<br>まち<br><br>(ドメスティック・バイオレンスの防止)       | 市民意識の啓発                        |
|                                      |  | 女性の人権侵害に関する相談体制の充実             |
|                                      | 2 応援し合える<br>まち<br><br>(被害者の保護・自立支援の体制整備)       | 社会支援の周知                        |
|                                      |  | 被害者の保護と自立支援のネットワーク化            |
|                                      | 3 配慮し合える<br>まち<br><br>(メディアにおける人権尊重の推進)        | メディアに関する認識の向上                  |
|                                      |  | 男女共同参画の考えに基づくメディア表現の普及         |
|                                      |  | 有害メディアへの地域ぐるみでの対応              |
|                                      | 4 尊重し合える<br>まち<br><br>(性と出産に関する健康・権利についての理念普及) | 市民への啓発                         |
| 事業所や医療機関への啓発                         |  |                                |

| 基本方向                                | 基本目標                             | 基本施策                               |                  |
|-------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|------------------|
| 3 生涯を通じた健康と生活基盤の安定                  | 1 健康で安心なまち<br>(生涯にわたる健康づくりの充実)   | 生涯を通じた女性の健康保持 思春期対策                |                  |
|                                     |                                  | 妊娠出産期における女性の健康支援                   |                  |
|                                     |                                  | 多様な需要に対応した保育サービスの整備                |                  |
|                                     | 2 子育ても安心なまち<br>(子育て支援体制の充実)      | 子どもの健やかな成長支援 地域における子育ての支援          |                  |
|                                     |                                  | 生きがい活動・社会活動の推進                     |                  |
|                                     | 3 老後も安心なまち<br>(介護支援体制の充実・高齢者の支援) | 介護予防の推進 介護支援体制の充実                  |                  |
|                                     |                                  | 相談体制等自立支援の充実 経済的な自立支援              |                  |
|                                     | 4 ひとり親も安心なまち<br>(ひとり親家庭等の自立支援)   | 地域活動等に参加できる環境づくり                   |                  |
|                                     |                                  | 障害者の理解と社会参加の促進                     |                  |
|                                     |                                  | 福祉サービスの充実 障害者雇用の促進                 |                  |
|                                     | 5 障害者も安心なまち<br>(障害のある人たちの自立支援)   | 社会参加を支える環境整備                       |                  |
|                                     |                                  | 1 身近なことから学べるまち<br>(男女平等意識の啓発 情報提供) | 意識改革への啓発と活動支援の充実 |
|                                     |                                  |                                    | 各種啓発事業の充実        |
|                                     | 情報の提供と交流促進                       |                                    |                  |
|                                     | 4 男女平等をめぐる意識改革                   | 2 幼いころから学ぶまち<br>(学校教育 保育の推進)       | 教職員や保護者への啓発      |
| 男女共同参画の理解に向けた教育指導の促進                |                                  |                                    |                  |
| 教材や遊具への配慮 家庭・学校・地域の連携               |                                  |                                    |                  |
| 3 大人こそ学ぶまち<br>(社会教育の推進)             |                                  | 学習内容と学習機会の充実                       |                  |
|                                     | 固定的な役割分担意識に対する学習や啓発              |                                    |                  |
| 4 国際社会に学ぶまち<br>(国際理解の啓発)            | 男女共同参画社会の実現に向けたリーダーの育成           |                                    |                  |
|                                     | 国際理解のための学習と情報発信                  |                                    |                  |
| 5 総合的な取組みの推進                        | 1 新たな視点でまちづくり<br>(推進体制の強化と施策の推進) | 国際交流と国際協力のまちづくりの推進                 |                  |
|                                     |                                  | 推進体制の強化                            |                  |
| 2 相談できるまちづくり<br>(男女共同参画に関する相談体制の充実) | 施策の計画的な推進                        |                                    |                  |
|                                     | 市民と行政とのパートナーシップの確立               |                                    |                  |
|                                     | 相談窓口の充実と個人情報                     |                                    |                  |
| 3 交流が活発なまちづくり<br>(交流促進・コミュニティ育成)    | 相談専門員の育成と利便性の向上                  |                                    |                  |
|                                     | 「京丹後市女性センター」(仮称)の設立              |                                    |                  |
|                                     | 交流を通じた男女共同参画意識の育成                |                                    |                  |
| 交流が活発なまちづくり                         | 夢や悩みを共有し合える交流の機会づくり              |                                    |                  |
|                                     | 交流が活発な京丹後市コミュニティの育成              |                                    |                  |

# 第 1 章 男女がともに参画するまちづくり

## 現況と課題

### <まちづくり>

京丹後市のまちづくり政策・方針決定の過程における男女共同参画の状況は、その分野によって、大きな違いがみられることが特徴です。審議会委員や職員数、管理職の女性割合を主要な分野別にみると、防災や交通、上下水道など安心安全基盤にかかわる分野で女性の参画が進んでいない現状です。また、職員については、まちづくりの方針決定において大きな役割を担う企画部局や、産業部局でも同様の傾向がみられます。また、本市のまちづくりにおける男女共同参画の取り組みは、近年はじまったばかりであり、職員や市民の共通認識として十分に定着しているとはいえないことから、今後もより多様な機会を通じた総合的な施策推進が必要です。

住民意識調査によると、政策決定の場に女性の参画が少ない理由として、これまでの慣習から男性優位の組織運営体制であることや、女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないこと、女性自身の積極性が十分でないこと、などがあげられています。

また、市民のまちづくりへの参画意欲は比較的高く、女性自身は約 6 割が条件さえ整えば市議員になってもよいと回答し、男性は約 8 割がパートナーに対して参画を勧めると回答しています。

これらのことから今後は、これまでの慣習にとらわれず女性の視点からも施策の見直しやまちづくりの推進を図っていけるよう、女性の積極性を一層引き出し、地域の一員としての自覚や参画意欲の向上を促していく必要があります。さらに、行政においては女性の参画・登用機会の充実や意識啓発を進めるとともに、女性の知識や能力が十分活かせる組織運営のためにどのような条件整備が求められるのか、新たな社会システムの構築を視野に置いた研究を進めていく必要があります。

## < 就労と家庭生活 >

京丹後市では働く女性が多く、国勢調査による労働力率ではどの年代をみても全国や京都府よりも高い水準となっており、結婚出産期に一旦退職をする日本の傾向には即していませんが、40～50歳のほうが20歳代よりも労働力率が高くなっていることが特徴です（第1部 P4 参照）。

しかしその一方で、実際の職業生活については、住民意識調査の結果によると、職場で何らかの男女不平等を経験した人や、結婚出産後の就労状況に不満を持っている人がそれぞれ約4割みられることや、仕事と家事の時間をあわせると女性の労働時間のほうが長いこと（第3章 P38 参照）、農業や漁業、機業など自営業に携わる女性も多いことなどから、仕事と家庭生活の両立のために女性の負担が大きくなっている現状が垣間見えます。

また、仕事と家庭生活の両立のために必要なこととして挙げられたのは、家族の理解と協力、介護や育児サービスの充実、会社側の理解と協力などへの回答でした。

さらに、農業や漁業組織においては役員を担う女性の割合が低いことなどからも、就労の場において女性のリーダーシップがまだまだ発揮されずに潜在化していることが考えられます。

これらのことから、今後は、雇用機会の均等を確保するだけでなく、多様で柔軟性のある就労形態のあり方を構築しながら、男女の固定的な役割分担意識や、仕事中心の男性のライフスタイルに対する見直し気運などを高めていく必要があります。

## <まちづくり>

### 議会における女性議員の割合 単位：人、%

| 議員数 | 参考   |           |
|-----|------|-----------|
|     | うち女性 | 構成比       |
| 30  | 1    | 3.3       |
|     |      | 京都府議会 8.1 |

平成17年4月1日現在（京都府は平成15年4月30日現在）

### 主な審議会等における女性委員の割合

単位：人、%

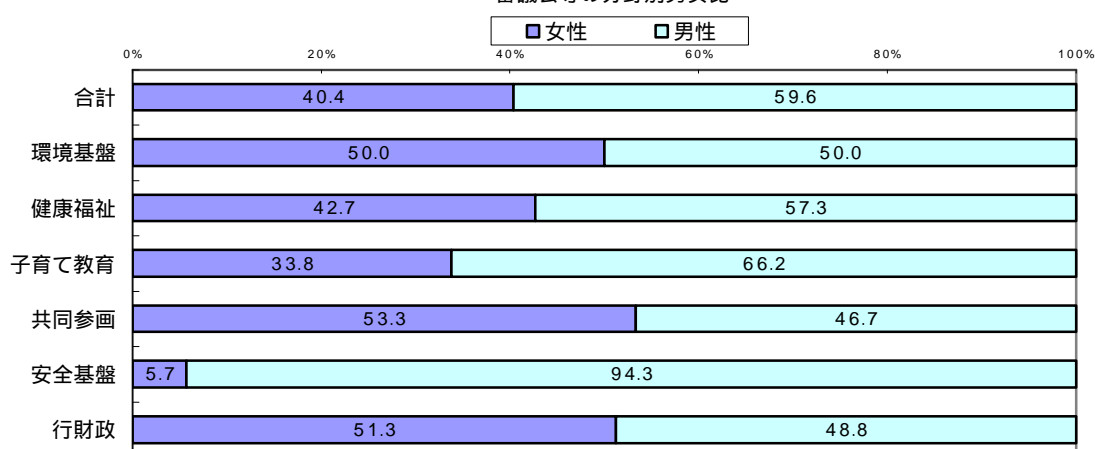
| 名称                 | 委員数 | 参考   |           |
|--------------------|-----|------|-----------|
|                    |     | うち女性 | 構成比       |
| 合計                 | 334 | 135  | 40.4      |
| 環境基盤               |     |      | 京都府 28.5% |
| 京丹後市廃棄物減量等推進審議会    | 26  | 13   | 50.0      |
| 京丹後市美しいふるさとづくり審議会  | 18  | 9    | 50.0      |
| 健康福祉               |     |      |           |
| 京丹後市民生委員推薦会        | 14  | 2    | 14.3      |
| 京丹後市介護認定審査会        | 25  | 10   | 40.0      |
| 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会 | 30  | 16   | 53.3      |
| 京丹後市医療対策審議会        | 20  | 10   | 50.0      |
| 子育て教育              |     |      |           |
| 京丹後市学校教科用図書選定委員会   | 9   | 1    | 11.1      |
| 京丹後市図書館協議会         | 10  | 8    | 80.0      |
| 京丹後市社会教育委員         | 15  | 6    | 40.0      |
| 京丹後市スポーツ振興審議会      | 12  | 4    | 33.3      |
| 京丹後市文化財保護審議会       | 10  | 0    | 0.0       |
| 京丹後市史跡整備検討委員会      | 15  | 5    | 33.3      |
| 共同参画               |     |      |           |
| 京丹後市男女共同参画審議会      | 15  | 8    | 53.3      |
| 安全基盤               |     |      |           |
| 京丹後市防災会議           | 25  | 2    | 8.0       |
| 京丹後市交通安全対策会議       | 10  | 0    | 0.0       |
| 行財政                |     |      |           |
| 京丹後市行財政改革推進委員会     | 15  | 7    | 46.7      |
| 京丹後市情報公開審査会        | 5   | 3    | 60.0      |
| 京丹後市総合計画審議会        | 30  | 15   | 50.0      |
| 京丹後市国民健康保険運営協議     | 15  | 5    | 33.3      |
| 京丹後市職員衛生委員会        | 15  | 11   | 73.3      |

平成17年4月1日現在。法令、条例等によるもの（抜粋）

資料：京都府については、京都府民労働部調べ（平成13年3月末推計）

注：上記以外の他の審議会等を含む場合は、女性委員の構成比は40.2%

### 審議会等の分野別男女比





市職員の管理職に占める女性割合  
(分野別)

単位：人、%

| 部署    | 職員数      |      |      | 管理職  |      |      |       |
|-------|----------|------|------|------|------|------|-------|
|       |          | うち女性 | 構成比  |      | うち女性 | 構成比  |       |
| 合計    | 1,250    | 639  | 51.1 | 261  | 74   | 28.4 |       |
| 産業雇用  | 農林部      | 24   | 0    | 0.0  | 9    | 0    | 0.0   |
|       | 商工観光水産部  | 22   | 3    | 13.6 | 8    | 1    | 12.5  |
|       | 農業委員会事務局 | 5    | 1    | 20.0 | 2    | 0    | 0.0   |
| 環境基盤  | 生活環境部    | 51   | 14   | 27.5 | 15   | 3    | 20.0  |
| 健康福祉  | 保健福祉部    | 57   | 32   | 56.1 | 15   | 4    | 26.7  |
|       | 医療事業部    | 21   | 12   | 57.1 | 6    | 0    | 0.0   |
|       | 病院       | 306  | 231  | 75.5 | 42   | 20   | 47.6  |
| 子育て教育 | 教育委員会事務局 | 52   | 16   | 30.8 | 12   | 1    | 8.3   |
|       | 学校       | 83   | 56   | 67.5 | 2    | 2    | 0.0   |
|       | 保育所      | 186  | 185  | 99.5 | 31   | 31   | 100.0 |
| 共同参画  | 市民局      | 205  | 68   | 33.2 | 53   | 10   | 18.9  |
|       | 生活環境部 再掲 | 51   | 14   | 27.5 | 15   | 3    | 20.0  |
| 安全基盤  | 建設部      | 22   | 0    | 0.0  | 8    | 0    | 0.0   |
|       | 上下水道部    | 26   | 3    | 11.5 | 7    | 0    | 0.0   |
|       | 消防本部     | 94   | 0    | 0.0  | 19   | 0    | 0.0   |
| 行財政   | 企画政策部    | 31   | 3    | 9.7  | 11   | 0    | 0.0   |
|       | 総務部      | 51   | 10   | 19.6 | 14   | 1    | 7.1   |
|       | 議会事務局    | 5    | 1    | 20.0 | 3    | 0    | 0.0   |
|       | 監査委員事務局  | 3    | 1    | 33.3 | 2    | 0    | 0.0   |
|       | 会計課      | 6    | 3    | 50.0 | 2    | 1    | 50.0  |

平成17年4月1日現在

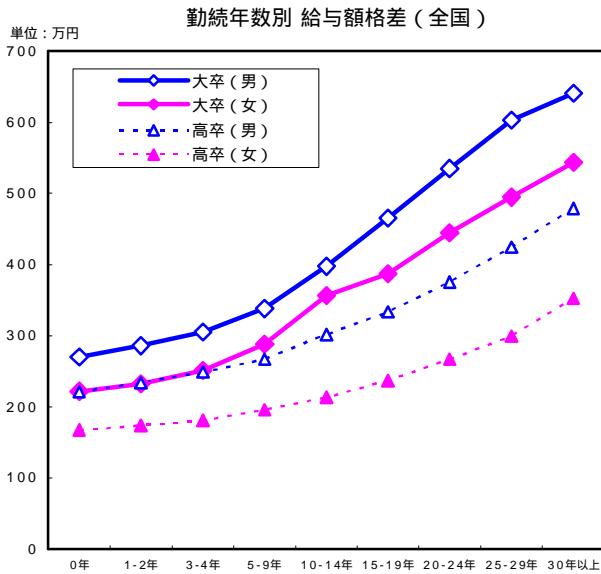
(職位別)

単位：人、%

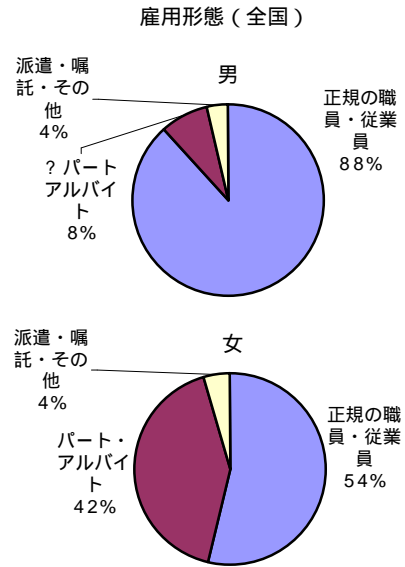
|     | 管理職   |      |      | 累計    |      |      |      |
|-----|-------|------|------|-------|------|------|------|
|     | 職員数   | うち女性 | 構成比  | 職員数   | うち女性 | 構成比  |      |
| 合計  | 1,250 | 639  | 51.1 | -     | -    | -    |      |
| 管理職 | 部長級   | 28   | 1    | 3.6   | 28   | 1    | 3.6  |
|     | 課長級   | 93   | 10   | 10.8  | 121  | 11   | 9.1  |
|     | 課長補佐級 | 140  | 63   | 45.0  | 261  | 74   | 28.4 |
| 係長級 | 22    | 2    | 9.1  | 283   | 76   | 26.9 |      |
| 主任級 | 295   | 157  | 53.2 | 578   | 233  | 40.3 |      |
| 係員級 | 672   | 406  | 60.4 | 1,250 | 639  | 51.1 |      |

平成17年4月1日現在

## 給与格差と雇用形態



資料: 平成10年賃金構造基本統計調査報告(労働省)



資料: 平成12年労働力特別調査(総務庁)

## 農協・漁協組合員数に占める女性の割合

単位: 人、%

|    | 正組合員数 |     | 参考<br>京都府 | 役員数 | うち女性 |      | 参考<br>京都府 |
|----|-------|-----|-----------|-----|------|------|-----------|
|    | うち女性  | 構成比 |           |     | うち女性 | 構成比  |           |
| 農協 | 7,262 | 643 | 8.9       | 32  | 4    | 12.5 | 1.51      |
| 漁協 | 372   | 3   | 0.8       | 33  | 0    | 0    | -         |

平成16年度

資料: 京都府については、京都府男女共同参画計画(平成11年値)

## 家族経営協定締結農家数

|     | 累計    | 参考<br>京都府 |
|-----|-------|-----------|
| 戸数  | 5     | 152       |
| 農家数 | 3,271 | 28,857    |
| 構成比 | 0.2%  | 0.5%      |

平成16年度

資料: 京都府については、京都府男女共同参画計画(平成12年値)

(参考: 新京都府総合計画による2010年目標値500戸)

農家数は、平成12年世界農林業センサスによる販売農家

## 人材育成の状況(能力開発・起業家育成等)

| 名称等         | 実施回数 | 参加者数       | うち女性     | 備考                        |
|-------------|------|------------|----------|---------------------------|
|             |      |            |          |                           |
| 京丹後市起業家育成大学 | 1    | 27<br>(12) | 7<br>(4) | セミナー13回開催<br>( )内は終了証授与者数 |

平成16年度

# 1 ともにつくるまち (まちづくりにおける男女共同参画の推進)

## 基本方針

まちづくりのあらゆる分野において、これまでの慣習にとらわれることなく、男女それぞれの視点から施策を推進できるよう、適性や能力を活かせる人員配置や、政策、方針決定過程への女性の積極的な参画推進を図り、ともにつくるまちをめざします。

## 基本施策

### (1) 行政機構の見直し

男女それぞれの視点に基づいた行政運営を図れるよう、庁内各分野における職員配置の見直しを進めます。

性別にかかわらず適性や能力に応じて力を発揮できるよう、管理職への女性の登用を積極的に進めます。

各種計画の策定や主要事業の推進において、女性の積極的な参画と起用を促進します。

### (2) 各種審議会等への女性の参画推進

男女それぞれの視点に基づいたまちづくりを実現するため、審議会等において委員数が男女いずれかに偏重することのないよう、一定のバランスのとれた委員委嘱を図ります。

審議会等の開催日時への配慮や公募制の活用などによって、より幅広い層からの参画促進に努めます。

### (3) まちづくりへの参画意欲を高める啓発推進

市民が市政への関心を高められるよう、多様な媒体を通じた広報、広聴活動の充実に努めます。市民が身近な問題からまちづくり参画へと意識を高められるよう、多様なテーマ別による、まちづくり学習機会の創出を図ります。

男女共同参画の推進においても、市民が主体となって取り組めるよう、交流や相談の拠点となる「京丹後市女性センター」(仮称)の設立を図り、パートナーシップによる運営をめざします。また、相談ボランティアなどの専門員養成講座を開催し、人材育成に努めます。

#### (4) 意識調査や統計調査による実態把握の充実

男女共同参画の取組みや働く女性の実態等に関して、意識調査や統計調査を実施し、その実態把握に努めるとともに、今後の諸施策への反映を進めます。

#### 重点目標

| 項目                            | 現状<br>(H17) | 目標指標<br>(H22)        | 備考                  |
|-------------------------------|-------------|----------------------|---------------------|
| 男女いずれかの職員比率が80%を超えた行政部局( )の解消 | 8部局         | 4部局                  | 平成17年4月1日現在<br>部単位  |
| 管理職への女性登用促進                   | 28.4%       | 30%以上                | 平成17年4月1日現在         |
| 審議会等における女性委員比率                | 平均40.4%     | 全審議会等<br>において<br>50% | 平成17年4月1日現在<br>下記参照 |
| 京丹後市女性センター(仮称)の設立             | 未設置         | 設置                   |                     |

審議会委員等の構成は、男女いずれか一方の数が40%以下とならないよう努める。  
但し、審議会委員等を「当て職」とする場合はこの限りではない。

#### 市民の目標

- <男性> 配偶者など身近な女性の参画意欲に対する理解を深め、協力しましょう。
- <女性> まちづくりに関心を持ち、審議会等の委員公募などに積極的に参画しましょう。
- <敷でとも> 男女共同参画計画の達成状況に関心を持ち、自ら参画しましょう。

## 2 とともに働くまち (職場等での男女共同参画の促進)

### 基本方針

企業等の雇用の場において男女の均等な機会が保障され、農林漁業や自営業においても良好なパートナーシップが確立されるよう、市民、企業等に対する啓発を推進し、ともに働くまちの実現をめざします。

### 基本施策

#### (1) 企業等における雇用機会均等

男女の雇用機会均等について現状把握に努めるとともに、取組みの進んでいない企業等に対する、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入を促進します。

育児・介護休業法の普及啓発をはじめ、出産・育児後等に職場復帰しやすい環境づくりを促進します。

女性の人材活用や管理職への登用促進に向けた啓発を進めるとともに、企業内での男女共同参画の取組みを支援するよう情報提供に努めます。

関係機関とのネットワーク強化を図り、男女雇用機会均等法 や労働基準法 などの周知、徹底に努めるとともに、労働環境の改善を促進します。

男女平等意識の高揚を図るための職場内研修等への情報提供と支援に努めます。

雇用機会均等や職場内のセクシュアル・ハラスメント に関する相談体制の充実に努めます。

ポジティブ・アクション：男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画等の機会を積極的に提供すること。

育児・介護休業法：男女ともに出産後1年まで育児休業が保障されている。平成17年の改正により、一定条件を満たす場合は子が1歳6ヵ月に達するまで認められるようになった。また、労働者は申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業をすることができる。期間は通算して93日間。

男女雇用機会均等法：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」のこと。

労働基準法：労働者の生存権を保障するために、労働契約、賃金、労働時間、休日および年次有給休暇、災害補償、就業規則など、労働条件の基準を定める法律。

セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ。身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさを流す等、相手の気持ちに反した性的な性質の言動をさす。特に雇用の場においては、それによって、仕事をする上で不利益を与えたり、就業環境を悪くするといったことが含まれる。

## (2) 農林漁業、自営業における男女共同参画の推進

農家において、経営方針や労働時間、報酬などについて文書で明確に取り決めを行う「家族経営協定」の締結を促進するため、学習機会や啓発活動の充実に努めます。

機業や漁業などその他の自営業においても同様の取組みが行われるよう、啓発を進めます。

### 重点目標

| 項目           | 現状<br>(H16) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|--------------|-------------|---------------|----|
| 家族経営協定の締結農家数 | 5戸          | 25戸           |    |

### 市民の目標

- <男性> 平等な雇用機会が妨げられることのないよう、固定概念にとらわれない男女のパートナーシップを築きましょう。セクシュアル・ハラスメントのない職場環境を守りましょう。
- <女性> 方針決定の機会や管理的職務、経営にも積極的にチャレンジし、女性の視点からのびのびと新しいビジネスチャンスを創造しましょう。
- <企業> 労働関連法の遵守と女性の能力開発、活用をすすめましょう。方針決定の場や管理職や経営における女性の登用を積極的に行いましょう。

---

家族経営協定：家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルール(報酬や休日等、経営目標等)を文書にして取り決めたもの。

### 3 とともに暮らすまち (家庭・地域社会での男女共同参画の促進)

#### 基本方針

家庭や地域において、慣習やしきたりなどのこれまでの固定的な役割分担意識をなくし、男女が支え合って家庭や地域を守っていける気運づくりに努め、とともに暮らすまちの実現をめざします。

#### 基本施策

##### (1) 家庭での役割分担の見直し(男性の家事育児介護等への参画促進)

家庭での家事や育児などの分担について、これまでの固定的な役割分担意識にとらわれず、個々のライフスタイルに応じて男女が相互に分担し合えるよう、意識啓発を進めます。

女性だけでなく男性も家事や育児をはじめ、様々な生活テーマに関して深い知識や技術を身につけ、よろこびや誇りを持って楽しく家庭生活が送れるよう、多様な学習プログラムの提供に努めます。

また、これらの学習プログラムは、市民が主体となって男女がお互いに学び合い、交流を深める場にもなるよう、開催方法の工夫に努めます。

男性の育児や介護への理解を深め参画促進を図れるよう、夫婦で参加できる妊婦教室や、父子のふれあい交流教室、介護教室等の機会充実に努めます。

##### (2) 地域での男女共同参画

地域の活動において、参加者等が慣習やしきたりにより男女いずれかに偏重することなく共同参画できるように努めます。

各種団体等における役員への女性の登用を促進します。

#### 重点目標

| 項目                | 現状<br>(H16) | 目標指標<br>(H22) | 備考                               |
|-------------------|-------------|---------------|----------------------------------|
| 仕事・家事の合計労働時間の男女格差 | 48分         | 30分           | 住民意識調査結果<br>就労者の平均値<br>詳細はP37を参照 |

就労者における職場での労働時間と家庭における労働時間(家事従事時間)の1日平均を男女別に比較した結果、女性が48分多く労働している結果となった。この格差を30分に短縮することを目標とするもの。

## 市民の目標

- <男 性> パートナーとともに充実した人生を送れるよう、家族のあり方や、家事など家庭生活の役割分担について改めて見つめ直してみましょう。
- <女 性> 固定観念にとらわれず、家事分担などについてパートナーと話し合いながら、就労や社会参加と家庭生活の両立をめざしましょう。



## 4 ともに能力を高めあうまち (女性の能力開発)

### 基本方針

---

女性が職場や地域社会などで、個性や能力を活かしながら、社会の一員としてより一層の責務を果していけるよう、女性の職業能力や参政能力の向上をめざし、男女がともに能力を高めあって未来を拓いていけるまちづくりを進めます。

---

### 基本施策

#### (1) 情報提供と学習機会の充実

女性の就業、再就職を支援するため、技術や能力向上を図れる学習・研修機会の充実に努めるとともに、開催場所や日時に配慮し参加促進を図ります。

女性の就職、再就職、進学に関する相談会の開催や専門家(キャリアカウンセラー等)の招へいなど、相談機会の充実に努めます。

就業に関する法律や制度等の情報提供体制の充実に努めます。

女性の能力向上機会の充実について、企業等への啓発を進めます。

#### (2) 起業家支援

起業を目指す女性を支援できるよう、起業家育成大学等の講座や学習機会の充実に努めるとともに、開催場所や日時に配慮し女性の参加促進を図ります。

既に経営者である女性や、農業や漁業、機業など自営業を営む世帯の女性に対して、経営や技術に関する研修機会を充実し、支援に努めます。

国や京都府の女性起業家育成支援事業についての情報提供と活用促進に努めます。

#### (3) 働く女性のネットワーク形成

起業家や起業を目指す女性にとって、情報交換や人脈づくりの場となる機会の創出に努め、多様なネットワーク形成をめざします。

家庭との両立や再就職などについて業種や年代を超えて、働く女性同士が情報交換できる場づくりに努めます。

## 重点目標

| 項目             | 現状<br>(H17) | 目標指標<br>(H22) | 備考            |
|----------------|-------------|---------------|---------------|
| 女性の就業支援講座の開催   |             | 年 4 回         |               |
| 女性のための進路相談会の開催 |             | 年 4 回         |               |
| 女性団体ネットワーク加入団体 |             | 20 団体         | 平成 17 年度現在未設置 |

## 市民の目標

- < 男 性 > パートナーや女性の就業、起業に対する理解を深めましょう。
- < 女 性 > 再就職や起業にも積極的にチャレンジし、女性の視点からのびのびと新しい社会システムの創造をめざしましょう。ビジネスチャンスを創造しましょう。
- < 企 業 > 研修機会の充実や学習・資格取得の奨励など、女性の能力向上のための機会を充実しましょう。

## 5 とともに人生を楽しめるまち (労働環境の整備)

### 基本方針

男性も女性も、就業と家庭生活、趣味などを両立し、ゆとりをもって充実した毎日を送れるよう、市民、企業や事業所等に対して多様で柔軟性のある就労環境づくりについての啓発を進め、ともに人生を楽しめるまちをめざします。

### 基本施策

#### (1) 多様な就業形態の普及と待遇の改善

多様で柔軟性のある就労形態のあり方やその実現のための諸施策について、先進事例の研究を進めるとともに、企業や就労者に対する情報提供や学習機会の充実に努めます。

パートタイムやテレワーク、在宅勤務など、多様な就労形態の増加に対応し、情報提供や相談等、企業等への支援体制の充実に努めます。

パートタイムや派遣労働者等の就労条件の向上に向けた企業への啓発を進めます。

#### (2) 育児・介護休業取得の促進

子育てや介護の必要な家庭が仕事と家庭生活の両立を図れるよう、育児・介護休業制度の普及に向けた企業への啓発に努めます。

育児・介護休業制度の利用実態の把握に努めるとともに、男女それぞれの育児休業取得促進に向けて就労者への啓発に努めます。

### 重点目標

| 項目             | 現状<br>(H17) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|----------------|-------------|---------------|----|
| 育児・介護休業取得状況の把握 | 未実施         | 実施            |    |

テレワーク：情報通信を活用した遠隔型の就労形態で、本社から離れた近郊の事務所に出勤して仕事をする「サテライトオフィス勤務」や、自宅での「在宅勤務」、携帯端末を利用して移動先で仕事をする「モバイルワーク」などがある。

## 市民の目標

<男 性> 働き過ぎに注意し、家庭生活や趣味の時間を増やしましょう。また、生活を取りまく様々な知識や技術の習得にチャレンジしましょう。

<女 性> 結婚・出産による退職を前提とせずに、新しい柔軟な就労条件について自ら企業に働きかけてみましょう。

<敷でとも> 育児・介護休業を積極的に活用しましょう。

## 第2章 人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶

### 現況と課題

現在の社会においては、女性に対する差別や偏見をはじめ、人権にかかる問題が数多く見受けられ、重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンスなどの暴力行為が発生しています。

住民意識調査結果によると、本市でも、恋人や配偶者からの身体的・心理的暴力を受けたことがあると回答した女性は約1割に及びます。また、「暴力を受けたことがある」「自分が暴力をふるったことがある」「身近に経験した人がいる」と回答した人のうち誰にも相談しなかった人が多数を占め、未解決の状況が続いている人が3割に達していることなどから、広報や相談体制の充実が必要となっています。さらに、潜在的なケースを早期発見するためのネットワークの確立や、被害者保護と自立支援のための体制整備も必要です。

平成17年度には女性専門の相談を月1回設けましたが、相談も多く、また、その相談内容はドメスティック・バイオレンスによるものが大半となっています。現在は、情報提供等の体制もないことから、潜在する様々なケースが予測されます。このため、支援体制整備を早急に進めるとともに、関連する窓口や機関相互のネットワーク確立が必要です。

また、一部雑誌やテレビ、インターネットなどの様々なメディアによる女性の人権侵害が発生しているため、行政や市民の立場からの働きかけが重要です。

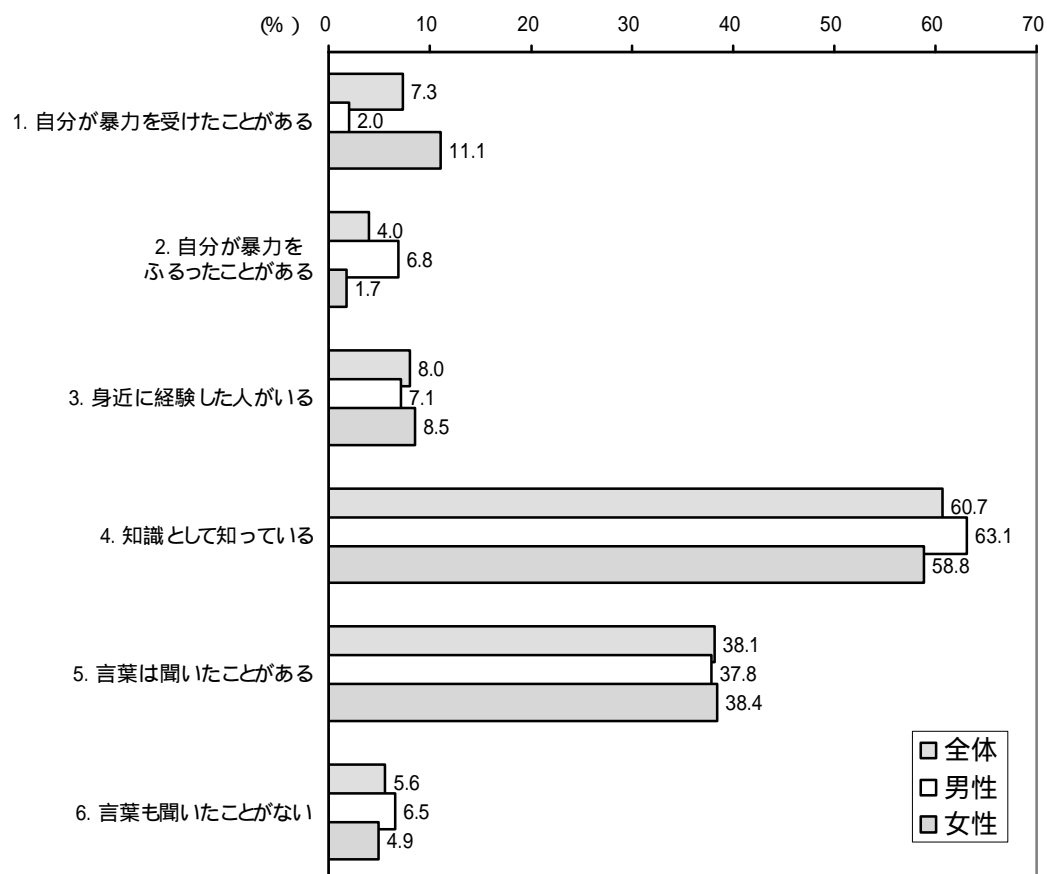
併せて、個人それぞれの生き方を尊重する観点から、従来の結婚観や家族観にとらわれない、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ理念に基づいた女性の性と出産、健康に関わる権利の尊重が重要な課題です。

---

ドメスティック・バイオレンス：夫や恋人などのパートナー、家族など親しい人間関係の間で起こる暴力。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれる。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：生涯を通じた個人、特に女性の健康の自己決定権の保障と、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念。「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。

## 住民意識調査結果 「トクスティック・バイオレンスの経験」



## 相談窓口、相談件数の状況

|             | 相談件数等 | 備考                         |
|-------------|-------|----------------------------|
| 地域子育て支援センター | 243   | 平成16年度、5箇所。<br>主に子育てに関する相談 |
| 家庭児童相談室     | -     | 平成17年7月設置                  |
| 女性相談        | 定員3名  | 平成17年度より、月1回開催。            |

### 参考 京都府女性総合センター相談件数

|            | 相談件数  | うち暴力に関する相談 |
|------------|-------|------------|
| 京都府（平成11年） | 1,683 | 394        |

# 1 語り合えるまち (ドメスティック・バイオレンスの防止)

## 基本方針

身体的、精神的暴力などの被害を受けるドメスティック・バイオレンスを未然に防止できるよう、あらゆる機会を通じてドメスティック・バイオレンスに対する正しい認識を深めるための広報・啓発に努めるとともに、早期に被害者が相談など適切な対処を行えるよう、情報提供と相談体制の充実に努めます。

## 基本施策

### (1) 市民意識の啓発

ドメスティック・バイオレンスの根絶にむけて、市民に対して意識啓発を行います。

暴力防止の法制度について、周知徹底を進めます。

わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントなど、職場や学校、公共の場などでの女性を対象とした種々の犯罪や人権侵害の未然防止のため、各種団体や事業所、市民に対して意識啓発を行います。

### (2) 女性の人権侵害に関する相談体制の充実

インターネットによる相談の受付や、電話相談、市役所での窓口相談回数の増加、随時の相談など、多様な相談体制の整備を図ります。また、人権相談など関連する相談窓口との連携強化に努めます。

民生児童委員や人権擁護関係団体の協力を得て、地域における身近な相談体制の充実に図ります。また、女性問題アドバイザーなど人材育成のための養成講座を開催し、相談ボランティア等の人材確保に努めます。

## 重点目標

| 項目                               | 現状<br>(H17) | 目標指標<br>(H22) | 備考               |
|----------------------------------|-------------|---------------|------------------|
| 女性相談の充実                          | 月1回         | 週1回           |                  |
| 女性問題アドバイザー養成講座修了者の<br>アドバイザー登録者数 |             | 20人           | 平成17年度現在養成講座未実施。 |

## 市民の目標

- <男性> 個人や職場のレベルで、法制度を理解し、考え、話し合い、女性への社会的偏見を改めましょう。
- <女性> 法制度を理解し、人権侵害行為に関する解決を導く専門機関や緊急の連絡先を日頃から把握しましょう。
- <敷でとも> 女性の人権侵害について、社会的問題として捉え、家族や地域、学校、職場においてみんなで解決をめざしましょう。



## 2 応援し合えるまち (被害者の保護・自立支援の体制整備)

### 基本方針

ドメスティック・バイオレンスの被害者が早期に相談など適切な対処を行えるよう、情報提供と相談体制の充実に努めます。また、関係機関や民間団体との連携のもとに、被害者が一時的に避難できる場所を確保するとともに、経済的な自立を図れるよう支援に努めます。

### 基本施策

#### (1) 社会支援の周知

広報により、国や府、警察や市がおこなっている被害者支援の周知徹底を図ります。

#### (2) 被害者の保護と自立支援のネットワーク化

潜在的ケースも含めた問題事象の早期発見や、ケースに応じて被害者を早期に保護できるネットワークを地域や関係機関との連携によって確立します。

ドメスティック・バイオレンス専門の相談会を開催するなど、相談窓口の充実に努めます。被害者の自立支援に向けた、法律相談や就労・子育て支援や経済面での支援などの体制を充実させます。

ドメスティック・バイオレンスの悩みを持つ住民の心のケア体制を整備するとともに、医療機関などとの連携体制の確立に努めます。

### 重点目標

| 項目   | 現状<br>(H16) | 目標指標<br>(H22) | 備考       |
|--|-------------|---------------|----------|
| ドメスティック・バイオレンスを経験した市民(女性)のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合 | 15.3%       | 0%            | 住民意識調査結果 |

## 市民の目標

< 男女でとも > ドメスティック・バイオレンスは許されないと認識し、暴力をふるった場合は相手と相談したり、配偶者暴力相談支援センター（京都府婦人相談所）や医療機関など専門的機関へ相談しましょう。

パートナーや同居人、子どもへの暴力など、ドメスティック・バイオレンスの被害に遭った場合は、相談機関に相談したり避難をするなど、解決に向けて早く行動しましょう。また関連する法制度を理解し、被害者の相談・保護に関する連絡先を日頃から把握しましょう。

身近で暴力行為などを見かけたら、警察等専門機関へ相談しましょう。また、ドメスティック・バイオレンス被害者の心の傷や立場を理解し、職場などで配慮しましょう。

---

配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力に関連する相談窓口として、各都道府県に設置されるもの。京都府においては婦人相談所に設置されている。平成 16 年の法改正により市町村においても設置が可能となった。

### 3 配慮し合えるまち (メディアにおける人権尊重の推進)

#### 基本方針

---

固定的な男女のイメージづくりや女性の性的面を強調した報道や出版、宣伝など、女性の人権を侵害するメディアへの適切な表現の一層の普及に向けた取組みを進めます。

---

#### 基本施策

##### (1) メディアに関する認識の向上

ウェブサイトなど多種多様なメディアに市民が積極的に参加することで、女性の人権についての正しい認識を広げる一翼を担い、また人権侵害行為を見かけたら批判や通報を行い、そのような行為を廃絶できる力となるよう、市民のメディアに関する認識を高める学習活動の場を設けます。

##### (2) 男女共同参画の考えに基づくメディア表現の普及

女性を蔑視したり、固定的な考えに基づいて男女を表現する言葉やイラスト、映像などが改められ、適切な表現が普及するよう、マニュアルの作成や啓発を通じて市民や各種団体、事業所などに呼びかけます。

テレビ、新聞、雑誌など全国的なマスメディアについても、男女共同参画の視点から視聴者や読者として意見を言えるよう、啓発活動に努めます。

##### (3) 有害メディアへの地域ぐるみでの対応

市内の書店、コンビニエンスストア等に対して有害図書の販売の自主規制などの協力を要請するとともに、出版社に対し表現に関する啓発に努めます。

市民との連携を図りながら、有害な看板の設置防止や除去、チラシなどの配布防止に努めます。

## 重点目標

| 項目                                 | 現状<br>(H17) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|------------------------------------|-------------|---------------|----|
| 男女共同参画の視点に立った出版物等の表現に関する市独自のガイドライン |             | 1冊            |    |

## 市民の目標

< 数でとくに > メディアからの多種多様な情報を、自分の考えをもって選択し活用できる能力を身につけましょう。また、地域の有害環境を浄化する活動を進めましょう。

## 4 尊重し合えるまち (性と出産に関する健康・権利についての理念普及)

### 基本方針

女性が妊娠や出産といった男性とは異なる健康上のライフサイクルに直面することについて、社会的な配慮が確立し、個人の自己決定が尊重される社会をめざし、学校・社会・家庭教育等あらゆる機会を通じた啓発に努めます。

### 基本施策

#### (1) 市民への啓発

学校教育や、保健事業を通じて、性と出産に関する健康・権利の理念普及に努め、女性の性や出産をめぐる権利の理解や、権利を脅かす行為の防止に努めます。また、生命の大切さへの理解をはじめ、HIV や性感染症の予防など、性に対する正しい理解を深める教育の充実に努めます。

#### (2) 事業所や医療機関への啓発

市内の一般事業所に対し、広報や講座などを通じて性と出産に関する健康・権利の理念に基づいた就労者への配慮が行われるよう、指導に努めます。

医療機関などとの連携を強化し、性と出産に関する健康・権利の理念の普及に努めます。

庁内で性と出産に関する健康・権利を学ぶ機会を設け、職員の理解を深めます。

### 重点目標

| 項目                                    | 現状<br>(H17) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|---------------------------------------|-------------|---------------|----|
| 性と出産に関する健康・権利の理念内容を含む学習を行う保健事業の年間開催回数 |             | 4回            |    |

HIV：ヒト免疫不全ウイルス、エイズウイルス。Human immunodeficiency virus

## 市民の目標

- <男 性> 健康や出産、性行為等に関する女性の意思を尊重しましょう。特に健康をおびやかすことのないよう配慮に努めましょう。
- <女 性> 女性としての身体やライフサイクルを意識した上で、日頃から健康保持に努めましょう。固定的な社会通念にとらわれず、性行為や出産に関する自分自身の考えを持ち、行動しましょう。
- <敷でとも> 性と出産に関する健康・権利について男女ともに学習しましょう。また、保護者から子どもへ積極的に伝えましょう。夫婦や恋人同士で話し合い、考え方やライフスタイルを共有しましょう。

## 第3章 生涯を通じた健康と生活基盤の安定

### 現況と課題

少子高齢化が進行する中で、男女がともに健康で、仕事と育児や介護を両立できるようにすることによって、安心して子どもを産み育てられる社会をめざすとともに、ひとり親や障害のある人など、多様な立場にある人たちもいきいきと社会参画できるまちをめざすことが、活力ある京丹後市を築く上で重要です。

平成16年度の住民意識調査結果によると、日常生活における仕事時間と家事時間をあわせた労働時間は、男性は1日平均10時間24分に対し、女性は11時間12分となっており、女性の労働時間が約1時間長くなっていることから、働く女性への負担が大きいことがわかります（P21に関連指標）。

また、育児・介護と仕事の両立についてたずねた質問では、「このまま働きたい」とする人や「条件のあうサービスがあれば働きたい」とする人が多数を占めることから、安心して子どもを産み、育てることができ、高齢者介護などとも仕事を両立しながら安定した生活基盤を築けるよう、子育て支援や介護サービスの一層の充実が必要です。

子育てに関する事業については、延長保育の拡大をはじめ、休日保育や一時保育などの多様な保育サービスの展開が必要となっているほか、相談や親子の交流拠点となる新たな施設整備が課題となっています。

また、介護に関する事業については、各種の在宅福祉サービスや家族介護者支援サービスを行っていますが、寝たきり予防の観点からも、介護に関するニーズ把握とともに介護保険サービスや福祉サービス内容の一層の充実、介護保険サービス供給量の確保が求められます。また、介護保険制度の利用において施設入所志向が強いことから、在宅介護サービスの利用促進と支援体制を充実する必要があります。

#### 住民意識調査結果 「平日の仕事・家事労働時間」

##### 就労者平均（ ）

|    | 全体      | 男性      | 女性      |
|----|---------|---------|---------|
| 合計 | 11時間36分 | 10時間24分 | 11時間12分 |
| 仕事 | 8時間30分  | 9時間6分   | 7時間54分  |
| 家事 | 3時間6分   | 1時間18分  | 3時間18分  |

##### 非就労者平均（ ）

|    |       |        |        |
|----|-------|--------|--------|
| 家事 | 3時間6分 | 2時間18分 | 4時間42分 |
|----|-------|--------|--------|

記入者の平均。0時間や無回答は除く。  
非就労者は学生を除く家事専業、無職。  
ここでいう家事には子育て、介護は含まない。

### 京丹後市総合検診の状況

| 名 称           | 対象者数   | 参加者数   | 受診率  | 対象者                           |
|---------------|--------|--------|------|-------------------------------|
| 基本健康診査（20歳以上） | 6,086  | 1,210  | 19.9 | 20歳以上39歳以下の方 <sup>*1</sup>    |
| 基本健康診査（40歳以上） | 23,584 | 8,827  | 37.4 | 40歳以上の方 <sup>*1</sup>         |
| 骨粗しょう症検診      | 7,208  | 1,466  | 20.3 | 20歳～58歳の偶数年齢女性                |
| 肝炎ウイルス検診      | 28,033 | 1,454  | 5.2  | 前年度までの受診者を除く40歳以上の方           |
| 結核検診          | 29,670 | 10,078 | 34.0 | 20歳以上の方                       |
| 肺がん検診         | 23,584 | 8,916  | 37.8 | 40歳以上の方 <sup>*1</sup>         |
| 胃がん検診（間接）     | 23,584 | 4,901  | 20.8 | 40歳以上の方 <sup>*1</sup>         |
| 大腸がん検診        | 46,263 | 7,118  | 15.4 | 30歳以上の方                       |
| 子宮がん検診        | 24,668 | 4,153  | 16.8 | 30歳以上の女性                      |
| 乳がん検診（視触診）    | 7,363  | 1,367  | 18.6 | 30歳以上50歳未満の女性                 |
| 乳がん検診（マンモ併用）  | 8,759  | 1,527  | 17.4 | 50歳以上偶数年齢の女性                  |
| 前立腺がん検診       | 10,444 | 1,372  | 13.1 | 前年度異常なしの方を除く55歳以上の男性          |
| 腹部エコー検診       | 6,053  | 1,148  | 19.0 | 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方 |

平成16年度。市内各地55ヶ所にて実施。

\*1 対象者に労働人口を含まない

### 京丹後市健康教室等の状況

| 名 称      | 実施回数 | 参加者数 | 備 考                    |
|----------|------|------|------------------------|
| 動脈硬化予防教室 | 13   | 440  | 全市民局にて、2回もしくは3回実施。     |
| 高血糖予防教室  | 6    | 126  | 丹後市民局および久美浜市民局にて各3回実施。 |
| 高血圧予防教室  | 6    | 136  | 弥栄市民局および網野市民局にて各3回実施。  |
| たばこ教室    | 2    | 38   | 峰山市民局および大宮市民局にて各1回実施。  |
| 家族介護教室   | 25   | 475  |                        |
| 家族介護者交流会 | 4    | 131  |                        |

平成16年度。参加者数は延べ人数。

### 保育サービスの状況

|              | 現状  | 備 考   |
|--------------|-----|---|
| 延長保育の実施箇所    | 6   | 峰山保育所、大宮南保育所、網野みなみ保育所、間人保育所、溝谷保育所、こうりゅう保育所<br>（現状：最大7:30～19:00、30名） |
| 低年齢児保育の定員数   | 265 | 22ヶ所で実施   |
| 一時保育実施箇所     | 3   | 峰山保育所、大宮南保育所、網野みなみ保育所   |
| 放課後児童クラブ実施箇所 | 5   | 現状：小学3年生までを対象。定員65名。峰山、大宮、網野、丹後、久美浜で実施                              |

平成17年度。京丹後市認可保育所数：30ヶ所、京丹後市無認可保育所数：7ヶ所  
42～43頁参照。



### 高齢者の主な居宅介護サービスの状況

|                | 現状   |
|----------------|------|
| ホームヘルプサービス事業所  | 8ヶ所  |
| デイサービスセンター事業所  | 11ヶ所 |
| ショートステイサービス事業所 | 9ヶ所  |
| グループホーム事業所     | 4ヶ所  |
| 在宅介護支援センター事業所  | 10ヶ所 |

平成16年度

### 障害者の主なサービスの状況

|                | 現状  |
|----------------|-----|
| ホームヘルプサービス事業所  | 6ヶ所 |
| デイサービス事業所      | 3ヶ所 |
| ショートステイサービス事業所 | 7ヶ所 |
| グループホーム事業所     | 1ヶ所 |
| 知的障害者通所授産施設    | 4ヶ所 |

平成16年度

# 1 健康で安心なまち (生涯にわたる健康づくりの充実)

## 基本方針

---

女性の性と出産に関する健康と自己決定権を保障するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの正しい概念の啓発に努めるとともに、自助・共助・公助の協働によって、思春期や出産期、更年期をはじめ男女とともに生涯を通じて健康に暮らせるまちをめざします。

---

## 基本施策

### (1) 生涯を通じた健康保持

「健康日本21」「京丹後市健康増進計画」などに基づき、男女とともに健康を保持・増進できる主体的な取組みを支援します。

健康診査、がん検診を受診しやすい条件整備に努めるとともに、健康教育・健康相談などの充実を図ります。

食生活改善など自主的な健康づくり活動を支援します。

### (2) 思春期対策

学校と連携し、性に関する教育・学習の充実、薬物の使用や喫煙・飲酒に対する教育・指導の充実に努めます。

生命の大切さや生きる力を育めるよう、児童・生徒が乳幼児とふれあう体験の機会の充実に努めます。

### (3) 妊娠出産期における女性の健康支援

母親教室や妊婦健診、保健指導・相談の充実とともに安心して出産できる環境整備など、妊娠・出産の支援に努めます。

就労者や事業主に対して、働く女性の母性の健康管理・母性の保護に関する啓発を進めます。

女性の妊娠・出産に関連した差別や強要をなくすための情報提供や学習機会の提供に努めます。

---

健康日本21:「21世紀における国民健康づくり運動」のこと。健康づくりのための環境整備や国民が健康づくりのために取り組むべきことを示し、2010年を目途とした数値目標を掲げている。

京丹後市健康増進計画:健康日本21の理念に基づいて、京丹後市における住民の健康づくりのための施策と目標を示す計画。

## 重点目標

| 項目            | 現状<br>(H16) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|---------------|-------------|---------------|----|
| 乳がん検診の受診率の向上  | 18%         | 30%           |    |
| 子宮がん検診の受診率の向上 | 17%         | 30%           |    |

「京丹後市総合計画」(策定中)との整合により目標指標を設定

## 市民の目標

< 男女でとも > 男女でともに支えあい、健康を保持増進していきましょう。  
性と出産に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する理解を深めましょう。

## 2 子育ても安心なまち (子育て支援体制の充実)

### 基本方針

---

仕事と育児を両立できるまちをめざすことによって活力ある京丹後市を築くため、多様な需要に対応した保育サービスおよび幼児教育の整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実などに取組み、安心して子どもを生き育てることのできる地域社会をめざします。

---

### 基本施策

#### (1) 多様な需要に対応した保育サービスの整備

延長保育や低年齢児保育の充実をはじめ、医療施設との連携による病後児保育の実施、一時保育の充実など、多様なサービス展開を図ります。

放課後児童クラブについては、未設置地区における早期開設を図るとともに、施設整備や指導員体制の充実に努めます。

#### (2) 子どもの健やかな成長支援

各種乳幼児健診の充実に努めるとともに、疾病や発達の遅れがみられる乳幼児への早期対応と継続的な支援に努めます。

#### (3) 地域における子育ての支援

就学前児童の保護者等を対象とした家庭児童相談室の充実を図るとともに、子育て支援センターを中心として、より身近な相談窓口の充実に努めます。

市民相互の子育て支援制度として、有償・登録制のファミリーサポートセンターの設立を図り、活動の普及と支援に努めます。

---

一時保育：保護者が冠婚葬祭や疾病、介護、緊急時などに一時的に保育所を利用できる事業。

ファミリーサポートセンター：育児や介護等の援助を受けたい人で行いたい人がからなる会員組織で、それぞれのニーズに合わせ、育児等について相互援助活動を行うもの。

## 重点目標

| 項目                    | 現状<br>(H16) | 目標指標<br>(H22) | 備考   |
|-----------------------|-------------|---------------|--|
| 延長保育 <sup>1</sup> の拡大 | 6ヶ所<br>30名  | 10ヶ所<br>170名  | 京丹後市認可保育所での延長保育状況。                             |
| 低年齢児の保育拡大             | 265名        | 300名          | 0歳児(10ヶ月から)、1歳児、2歳児の保育。<br>ただし、保育所により対象児童は異なる。 |
| 一時保育事業                | 3ヶ所<br>15名  | 6ヶ所<br>60名    |  |
| 放課後児童クラブの拡充           | 3ヶ所<br>65名  | 6ヶ所<br>170名   |  |
| 病後児保育事業(派遣型)          | 未実施         | 1ヶ所<br>5名     |  |

「京丹後市次世代育成支援対策行動計画」及び「京丹後総合計画」との整合により目標指標を設定

1 延長保育：通常保育の前後に時間を延長して保育を行うこと。

## 市民の目標

< 戮でとも > 育児に責任をもち、男女がともに協力しましょう。

## 3 老後も安心なまち (介護支援体制の充実 高齢者の支援)

### 基本方針

高齢化の進んだ京丹後市において、高齢期になっても安心していきいきと暮らせるまちを築くため、介護予防の推進や介護支援体制の充実を図ることによって、介護の負担が女性にかかりすぎることなく、社会全体で支えるまちをめざします。

### 基本施策

#### (1) 生きがい活動・社会活動の推進

身近な地域でレクリエーションを楽しめる場や仲間づくりの機会の拡充に努めるとともに、スポーツ・文化活動、社会奉仕活動などが活発に展開できるよう支援を図ります。

シルバー人材センターの活用を図るとともに、高齢者が特技や経験を活かせるよう能力開発や多様な就労の機会づくりを促進します。

#### (2) 介護予防の推進

寝たきりや認知症の予防の観点から、高齢者の閉じこもりや転倒、骨折などを防ぐ予防事業の充実を図ります。

地域包括支援センターを中心として、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の現状を把握し、健康管理や介護予防のための支援に努めます。

#### (3) 介護支援体制の充実

本人や家族のニーズに対応した施設サービスや在宅サービスの充実や質の向上を図り、総合的・継続的なサービスが提供できるようサービス基盤の整備に努めます。

グループホームや小規模のデイサービスなどを核とした多機能の介護拠点を、生活圏域ごとに適正に配置していく要素の整備を推進します。

そのほか、各種福祉サービスや介護が必要な高齢者のための基盤の充実を図るとともに、市民が主体となったボランティア活動等の地域福祉活動を促進します。

認知症：従来の痴呆症のこと、旧称に差別的意味があるとして2004年（平成16）に厚生労働省が改称の方針を決めた。

## 重点目標

| 項目               | 現状<br>(H16) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|------------------|-------------|---------------|----|
| 介護保険地域密着型サービス拠点数 |             | 6ヶ所           |    |

「京丹後市総合計画」(策定中)との整合により目標指標を設定

## 市民の目標

<敷でとも> 男女がともに介護を支え合いましょう。

## 4 ひとり親も安心なまち (ひとり親家庭等の自立支援)

### 基本方針

子どもの養育などに不安をかかえたひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を支援することによって、ひとり親家庭も経済的・社会的に自立して暮らせるまちをめざします。

### 基本施策

#### (1) 相談体制等自立支援の充実

子どもの養育に対する悩みや不安・日常生活に対する相談など、各家庭の実態に応じた支援の充実に努めます。

#### (2) 経済的な自立支援

各種貸付制度等の周知と活用、保育サービスの充実によって、経済的な自立支援の促進に努めます。

#### (3) 地域活動等に参加できる環境づくり

社会的に孤立することなく、地域で安心して暮らせるよう地域住民同士の交流を促進します。

### 重点目標

| 項目             | 現状<br>(H16) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|----------------|-------------|---------------|----|
| ひとり親同士の交流機会づくり | 年1回         | 随時            |    |

### 市民の目標

<数でとらえよう> 近所づきあいなどを通じて、ひとり親家庭を温かく見守りましょう。



## 5 障害者も安心なまち (障害のある人たちの自立支援)

### 基本方針

---

障害者の就労・学習・地域参加などにおける自立支援によって、能力や意欲を發揮しながら社会参画し、自立した生活をおくれるまちをめざします。

---

### 基本施策

#### (1) 障害者の理解と社会参加の促進

障害のある人もない人も尊重しあってともに地域で暮らせるよう、障害者に関する正しい理解と認識を深められるよう、啓発に努めます。

障害があっても、自分に応じた方法で生涯を通じて自己実現を果たしたり、豊かな余暇を過ごせるよう、障害に対応した学習やスポーツ、文化・芸術活動や交流の場の確保と、外出のための支援を進めていきます。

#### (2) 福祉サービスの充実

障害者へのサービス提供を包括的に取り組む「障害者生活支援センター」を整備し、ライフステージや障害の状況に応じた各種のサービスの紹介や日常生活における様々な相談、交流促進等を行います。

障害者や家族のニーズに対応した在宅サービス、社会復帰のための拠点や共同生活のための施設と内容充実に努めます。

#### (3) 障害者雇用の促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいた企業への啓発と、能力や希望に応じた就労の場づくりやあっせん及び職業訓練機会の充実促進を検討します。

福祉的就労については授産施設等の強化を図るとともに、より生きがいに結びつく作業の開発をサービス提供事業者とともに検討します。

#### (4) 社会参加を支える環境整備

障害者にとって安全・安心かつ生活に支障のない環境をめざし、福祉のまちづくりの推進や、道路、交通機関及び公共的な施設のバリアフリー化を進めます。

#### 重点目標

| 項目             | 現状<br>(H16) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|----------------|-------------|---------------|----|
| 障害者地域生活支援センター  |             | 1ヶ所           |    |
| グループホーム        | 1ヶ所         | 6ヶ所           |    |
| 知的障害者通所授産施設    | 4ヶ所         | 6ヶ所           |    |
| 精神障害者通所授産施設    |             | 2ヶ所           |    |
| ホームヘルプサービス事業所  | 6ヶ所         | 10ヶ所          |    |
| デイサービス事業所      | 3ヶ所         | 6ヶ所           |    |
| ショートステイサービス事業所 | 7ヶ所         | 10ヶ所          |    |
| 専任手話通訳者の設置     |             | 1ヶ所           |    |

「京丹後市総合計画」(策定中)との整合により目標指標を設定

#### 市民の目標

< 敷でとも > 障害のある人もない人もともに生きるため相互に理解を深めましょう。

---

バリアフリー化：身体的・精神的バリア(障害)のない、安心してらせる環境づくり。具体的には歩道の幅員確保、段差解消、警告・誘導ブロックの設置、平坦性の確保、排水溝の車いす対応、転落防止柵の設置、手すりの設置、公共交通機関でのエレベーター、エスカレーターなどの設置など。



---

## 第4章 男女平等をめぐる意識改革

### 現況と課題

本市の意識改革に関する取組み状況については、6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動などについて「広報きょうたんご」を通じた啓発を行っています。

住民意識調査の結果によると、男女平等の意識については、男は「仕事」女は「家庭」といった考え方や亭主関白の男性などに対する抵抗を感じる傾向が強い結果でした。

また、女性が職業をもつことへの意識においても、出産・育児期以外は職業をもつべきとする意見が男女ともに多い結果でした。しかし、その一方で、男は「仕事」女は「家庭」と考える風潮も残っています。

このような状況から、特に、家庭や職場、地域社会における男女共同参画社会に向けての啓発、男性の意識改革、女性自身の参画意欲の高揚などを推進するため、生涯学習をはじめ地域、まちづくり活動等、あらゆる機会における啓発の推進と女性の社会参画のための支援体制の確立が必要です。

また、「男らしさ」や「女らしさ」は大切ですが、反面、固定的な考えにとらわれ過ぎることによって、性別による差別や、個性や能力を発揮する機会が失われることがないよう、意識改革を進める必要があります。

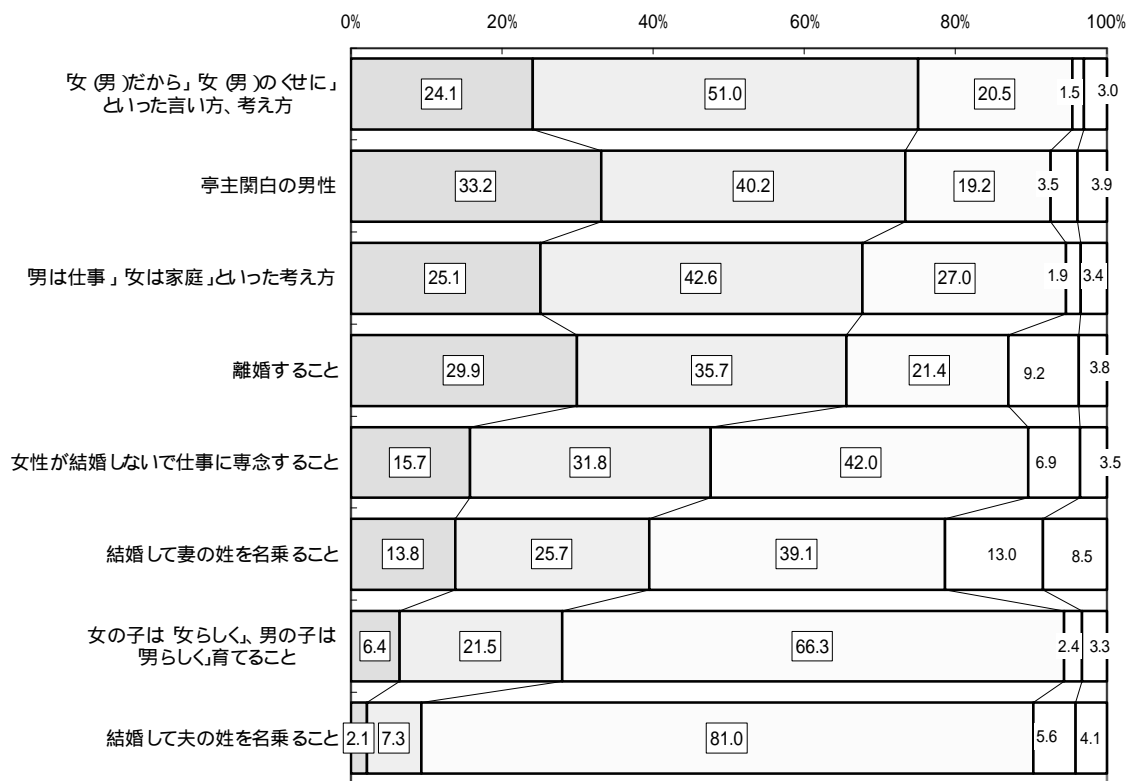
男女共同参画に関する広報・啓発・研修活動等の状況

| 名称等             | 実施回数等 | 参加者数 |
|-----------------|-------|------|
| 広報きょうたんご        | 3     | -    |
| KYOのあけぼの大学 地域講座 | 4     | 185  |

平成16年度

住民意識調査結果 「男女平等の意識」

□非常に抵抗を感じる □少し抵抗を感じる □抵抗は感じない □わからない □無回答



# 1 身近なことから学べるまち (男女平等意識の啓発 情報提供)

## 基本方針

---

男女の役割や違いについて、市民が互いの考え方や男女共同参画社会のあり方を語り合い、学べる機会の充実に努めるとともに学習情報の提供に努め、身近なことから男女平等意識を育むことのできるまちをめざします。

---

## 基本施策

### (1) 意識改革への啓発と活動支援の充実

家庭や職場、地域社会において男女平等についての啓発、男性の意識改革、女性自身の参画意欲の高揚を図ります。特に、企業、事業所が男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的な取組みを行うよう積極的な啓発に努めます。

地域活動やまちづくり活動等、女性にとって身近な社会参画への活動支援の充実に努めます。

### (2) 各種啓発行事の充実

男女共同参画週間(毎年6月23日から6月29日までの1週間)において、男女共同参画社会の形成の促進を図る学習活動や各種行事等の充実に努めます。

女性に対する暴力をなくす運動(11月12日から25日までの1週間)において、女性に対する暴力についての学習活動や各種行事等の充実に努めます。

「KYOのあけぼの大学」への参加促進に努めます。

### (3) 情報の提供と交流促進

男女共同参画社会の必要性や理解のための適切な情報提供に努めるとともに、市民が身近に学び合い、情報交換できる交流の場づくりに努めます。

## 重点目標

| 項目                            | 現状<br>(H16) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|-------------------------------|-------------|---------------|----|
| 市内事業所への啓発活動(マニュアル等の配布、講師の派遣等) | 未実施         | すべての事業所       |    |

## 市民の目標

- <男性> 女性の社会参画への理解を深め、協力しましょう。
- <女性> 地域社会や職場において、積極的にリーダーシップを発揮し、参画しましょう。
- <双方ともに> 男らしさ、女らしさを理解し、男女共同参画社会の必要性や理念に関心を持ち、自ら参画しましょう。

## 2 幼い頃から学ぶまち (学校教育 保育の推進)

### 基本方針

---

子どもの頃から男女平等に対する正しい意識や考え方を育めるよう、また性別にかかわらず子ども一人ひとりの個性を尊重し、性別による固定的な役割への期待を抱かせないのびやかな教育と保育の実践に努めます。

---

### 基本施策

#### (1) 教職員や保護者への啓発

学校教育における男女平等意識に関する教育と生活の指導の必要性について、また男女共同参画社会を実現するために研修の機会の充実など、教職員への啓発に努めます。

保護者である親たちが、学校教育や保育についてジェンダーの視点からそのあり方を理解ができるよう啓発に努めます。

#### (2) 男女共同参画の理解に向けた教育指導の促進

学校内の行事等において、性の違いを踏まえた上で固定的な男女別役割から男女が共同で参画できるよう、見直しに努めます。

教師の指導方法においても、児童に対し男女の性の違いを踏まえた上で男女共同参画社会の必要性を理解できるように努めます。

保育において、性別による役割の期待を抱かせる指導の見直しに努めます。

#### (3) 教材や遊具への配慮

教材や遊具について、性別による固定的な表現や役割にもとづいた記述や表現について配慮に努めます。

#### (4) 家庭・学校・地域の連携

家庭や地域において、男女児童が互いに尊重し合い共同で社会参加できる男女共同参画社会の

---

ジェンダー：本来の生物学的な性別（セックス）ではなく、女らしさ、男らしさといった、社会的、文化的につくられた性差のこと。

土壌を築くために親たちと学校がともに学び合い、連携できる交流の場づくりに努めます。

## 重点目標

| 項目                            | 現状<br>(H16) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|-------------------------------|-------------|---------------|----|
| 学校教職員への啓発活動(マニュアル等の配布、講師の派遣等) |             | 全小学校          |    |
| 保育所職員への啓発活動(マニュアル等の配布、講師の派遣等) |             | 全保育所          |    |

## 市民の目標

< 敷でとも > 児童の性別による「男の子」、「女の子」といった固定的な役割期待の考え方を見直しましょう。

学校教育や保育における男女共同参画社会の必要性に関心を持ち、自ら行動しましょう。また、家庭生活での家事を子どもとともに分担しましょう。



### 3 大人こそ学ぶまち (社会教育の推進)

#### 基本方針

社会教育、生涯学習の機会を通じて、歴史的・文化的・社会的に形成されてきた男女の性別による固定的な意識改革を進め、男女がともに学び合い、支え合う男女共同参画社会のまちづくりをめざします。

#### 基本施策

##### (1) 学習内容と学習機会の充実

男女共同参画社会の必要性や男女平等の理念に対する理解を深めるための、講座等の学習内容の充実に努めます。

多くの市民が参加しやすいよう、講座等の時間帯や場所について工夫に努めます。

生涯学習などにおいて男女ともに学び合うことで、男女共同参画社会への理解と交流の場となる多様な学習機会の充実に努めます。

社会教育、社会スポーツなどの市民活動団体のリーダーに対する、学習機会の充実に努めます。

##### (2) 固定的な役割分担意識に対する学習や啓発

家庭や地域に根強く残る男女の固定的な役割分担意識に対する学習と啓発に努めます。

##### (3) 男女共同参画社会の実現に向けたリーダーの育成

性別による固定的な意識改革を進め、男女がともに尊重し学び合い、支え合うことを実践できる社会教育リーダーの育成に努めます。

#### 重点目標

| 項目            | 現状<br>(H17) | 目標指標<br>(H22) | 備考           |
|---------------|-------------|---------------|--------------|
| 男女共同参画セミナーの開催 | 3回          | 6回            | ジェンダー関連学習の充実 |

## 市民の目標

- <男性> 性別による固定的な役割分担の考え方を見直しましょう。
- <女性> 家庭や地域、職場において積極的に性別による役割の見直しを求めましょう。
- <敷でもに> 講座や学習会への積極的な参加と学んだことを実践しましょう。

## 4 国際社会に学ぶまち (国際理解の啓発)

### 基本方針

世界的な男女共同参画社会の潮流に学びながら、男女が国籍や人種、民族、出身という違いを超えて互いの尊厳を認めながら多様な文化、価値観を共有し合う、世界に開かれたまちづくりを進めます。

### 基本施策

#### (1) 国際理解のための学習と情報発信

生涯学習などにおいて、国際的な男女共同参画の潮流を理解できる学習の充実に努めます。  
世界の女性に関する問題についての情報収集に努めながら、適確な情報発信に努めます。  
生涯学習において外国語学習等を通じて国際理解の機会の充実に努めます。

#### (2) 国際交流と国際協力のまちづくりの推進

国籍や人種、民族、出身という違いを超えて、互いの尊厳を認めながら多様な文化、価値観を共有し合えるよう、教育や経済活動などにおいて積極的な国際交流に努めます。  
外国人居住者が国籍や人種、民族、出身という違いを超えて、京丹後市民としてまちづくりや地域活動に参加できるよう支援に努めます。また、居住外国人の様々な相談に対応できる窓口の充実に努めます。  
男女共同参画のまちとして、国際フォーラムや国際会議の招致を検討します。

### 重点目標

| 項目         | 現状<br>(H16) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|------------|-------------|---------------|----|
| 国際交流・協力事業  |             | 5回            |    |
| 外国語学習講座の開催 |             | 5講座           |    |

## 市民の目標

< 敷でもに > 国際交流活動や国際理解学習に積極的に参加しましょう。居住外国人との交流に努めましょう。



---

## 第 5 章 総合的な取組みの推進

### 現況と課題

この計画は、市民生活のあらゆる分野における男女共同参画を地域の特性や社会状況を踏まえながら、総合的かつ計画的に進めるためのものです。

これらの施策を効果的に実行するために各部局を横断的に調整する推進会議の充実に努めるとともに、市民・地域・事業者が互いに連携・協力関係を構築しながら、それぞれの立場での主体的な取組みを積極的に支援していくことが必要です。

そのためには、男女共同参画社会に向けた、市民と行政とのパートナーシップを築いていく必要があります。

また、男女共同参画社会の進展にともなって女性だけでなく、男性にとってもさまざまな悩みや問題を抱えることが予想されることから、市民が気軽に相談できる窓口体制の整備が必要です。

# 1 新たな視点でまちづくり (推進体制の強化と施策の推進)

## 基本方針

男女共同参画社会に向けた市民・地域・事業者の連携・協力関係を促進するとともに、それぞれの立場で主体的な取組みができるよう推進体制の強化に努めます。また、そのために市民と行政との信頼関係に基づいたパートナーシップを築いていきます。

## 基本施策

### (1) 推進体制の強化

部局を横断的に調整する推進本部としての京丹後市男女共同参画推進会議および幹事会の充実に努めるとともに、市民・地域・事業者の取組みを支援する推進体制の確立と強化に努めます。

### (2) 施策の計画的な推進

各施策については各部局との調整を十分に行ないながら、本計画に基づいて計画的、かつ効果的に推進します。

男女共同参画の推進に関する取組みを総合的かつ計画的に進めるため早急に、「京丹後市男女共同参画条例」(仮称)の制定を図ります。

### (3) 市民と行政とのパートナーシップの確立

ボランティアの人材や女性団体、NPO等の育成支援に努めるとともに、市民・地域・事業所それぞれの取組みを支援するために、信頼関係とパートナーシップの確立に努めます。

## 重点目標

| 項目               | 現状<br>(H16) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|------------------|-------------|---------------|----|
| 京丹後市男女共同参画条例(仮称) | 未制定         | 制定            |    |

NPO：非営利団体(Non Profit Organizationの直訳)自発的・自立的な市民活動に取り組む「市民活動団体」を指す。

## 2 相談できるまちづくり (男女共同参画に関する相談体制の充実)

### 基本方針

男女共同参画社会の進展にともなって女性だけでなく、男性にとってもさまざまな悩みや問題を抱えることが予想されます。このため、あらゆる市民が気軽に相談できる窓口体制の充実に努めます。

### 基本施策

#### (1) 相談窓口の充実と個人情報

男女共同参画社会についての悩みや問題を抱える市民が、気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図るとともに広報に努めます。

相談者のプライバシーや個人情報については、個人情報保護と守秘義務の観点から厳重な対応に努めます。

#### (2) 相談専門員の育成と利便性の向上

市民の多様な相談や悩みに対応できるよう、研修や学習の機会の充実によって相談員の資質の向上に努めます。また、市民がいつでも、どこでも利用できるようインターネット等の活用を図ります。

#### (3) 「京丹後市女性センター」(仮称)の設立

男女共同参画に関する様々な相談や交流、人材育成の拠点となる「京丹後市女性センター」(仮称)の設立を図るとともに、市民とのパートナーシップによる運営をめざします。

### 重点目標

| 項目                | 現状<br>(H17) | 目標指標<br>(H22) | 備考 |
|-------------------|-------------|---------------|----|
| 女性相談の充実(再掲)       | 月1回         | 週1回           |    |
| インターネットの活用        |             | 実施            |    |
| 京丹後市女性センター(仮称)の設立 |             | 設置            |    |

### 3 交流が活発なまちづくり (交流促進・コミュニティ育成)

#### 基本方針

京丹後方式の男女共同参画推進体制として、まちづくりの様々な機会を通じて活発な交流を促し、ふれあい豊かなコミュニティを育むことによって、市民が自らまちづくりのハーモニーを奏でられるよう支援に努めます。

#### 基本施策

##### (1) 交流を通じた男女共同参画意識の育成

男女共同参画社会のあり方や課題について市民が身近に学び合い、情報交換できる交流の場づくりに努めるとともに、適切な情報提供に努めます。

男性のための育児・介護教室や、料理教室など男女共同参画に関わる実践的な学習機会を充実し、男女がお互いに学び合い、交流を深める場となるよう、プログラム内容の充実を図ります。

##### (2) 夢や悩みを共有し合える交流の機会づくり

ひとり親や障害者、高齢者などが社会的に孤立することなく、地域で安心して暮らせるよう地域住民同士の交流を促進します。

仕事と家庭の両立や再就職などについて、業種や年代を超えて、働く女性同士が情報交換できる場づくりに努めます。

起業家や起業をめざす市民が、情報交換や人脈づくりの場となる機会の創出に努めます。

##### (3) 交流が活発な京丹後市コミュニティの育成

各地区間の交流や世代間交流を促し、京丹後市への愛着や連帯意識を高められるよう、市民主体のイベント開催など多様な交流機会の創出に努めます。

国籍や人種等の違いを超えて互いの尊厳を認めながら多様な文化、価値観を共有し合えるよう、外国人居住者と地域住民との交流機会の創出に努めます。

男女共同参画の学習プログラムや生涯学習、福祉、産業など、様々な交流事業との複合的な推進によって効果的な運営に努めます。



# 用語の説明

50音順

| 用語             | 説明   |
|----------------|--|
| 育児 介護休業法       | 男女ともに出産後1年まで育児休業が保障されている。平成17年の改正により、一定条件を満たす場合は子が1歳6カ月到達するまで認められるようになった。また、労働者は申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業をすることができる。期間は通算して93日間。                            |
| 一時保育           | 保護者が冠婚葬祭や疾病、介護、緊急時などに一時的に保育所を利用できる事業。  |
| HIV            | ヒト免疫不全ウイルス、エイズウイルス。 Human immunodeficiency virus   |
| エンパワーメント       | 政治、経済、社会、家庭などあらゆる分野で、学習・経験などを通じて力をつけること。ネットワークを広げたり、社会参画することなどもエンパワーメントに含まれる。  |
| NPO            | 非営利団体（Non Profit Organization の直訳）自発的・自立的な市民活動に取り組む「市民活動団体」を指す。  |
| 家族経営協定         | 家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルール（報酬や休日等、経営目標等）を文書にして取り決めたもの。 |
| 京丹後市健康増進計画     | 健康日本21の理念に基づいて、京丹後市における住民の健康づくりのための施策と目標を示す計画。   |
| 健康日本21         | 「21世紀における国民健康づくり運動」のこと。健康づくりのための環境整備や国民が健康づくりのために取り組むべきことを示し、2010年を目途とした数値目標を掲げている。  |
| 合計特殊出生率        | 15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子供の数にほぼ等しいとされている。   |
| ジェンダー          | 本来の生物学的な性別（セックス）ではなく、女らしさ、男らしさといった、社会的、文化的につくられた性差のこと。   |
| セクシュアル・ハラスメント  | 性的いやがらせ。身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさを流す等、相手の気持ちに反した性的な性質の言動をさす。特に雇用の場においては、それによって、仕事をすることで不利益を与えたり、就業環境を悪くするといったことが含まれる。  |
| 男女共同参画社会基本法    | 平成11年に制定され、5つの柱からなる政府の基本的な考え方と、行政と住民それぞれが果たすべき役割を定めている。また、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題と位置づけている。   |
| 男女雇用機会均等法      | 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」のこと。平成11年の改正によって、女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアルハラスメントの防止などの雇用管理上の規定が盛り込まれた。   |
| テレワーク          | 情報通信を活用した遠隔型の就労形態で、本社から離れた近郊の事務所に出勤して仕事を「サテライトオフィス勤務」や、自宅での「在宅勤務」、携帯端末を利用して移動先で仕事を「モバイルワーク」などがある。  |
| ドメスティック・バイオレンス | 夫や恋人などのパートナー、家族など親しい人間関係の間で起こる暴力。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれる。   |
| 認知症            | 従来の痴呆症のこと、旧称に差別的意味があるとして2004年（平成16）に厚生労働省が改称の方針を決めた。   |
| 配偶者暴力相談支援センター  | 配偶者からの暴力に関連する相談窓口として、各都道府県に設置されるもの。京都府においては婦人相談所に設置されている。平成16年の法改正により市町村においても設置が可能となった。  |

| 用 語                   | 説 明   |
|-----------------------|---|
| バリアフリー化               | 身体的・精神的バリア（障害）のない、安心してらせる環境づくり。具体的には歩道の幅員確保、段差解消、警告・誘導ブロックの設置、平坦性の確保、排水溝の車いす対応、転落防止柵の設置、手すりの設置、公共交通機関でのエレベーター、エスカレーターの設置など。 |
| パートナーシップ              | お互いを自立した存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係。市民と行政のパートナーシップの他に、男女のパートナーシップ、国同士のパートナーシップなどがいわれている。                                     |
| ファミリーサポートセンター         | 育児や介護等の援助を受けたい人で行いたい人がからなる会員組織で、それぞれのニーズに合わせ、育児等について相互援助活動を行うもの。  |
| ポジティブ・アクション           | 積極的改善措置。男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画等の機会を積極的に提供すること。   |
| リプロダクティブ・ヘルツ<br>/ ライツ | 生涯を通じた個人、特に女性の健康の自己決定権の保障と、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念。「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。  |
| 労働基準法                 | 労働者の生存権を保障するために、労働契約、賃金、労働時間、休日および年次有給休暇、災害補償、就業規則など、労働条件の基準を定める法律。   |
| 労働力率                  | 国勢調査において、15歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力人口とは就業人口と完全失業者の合計。  |